

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2014年7月に開催された保険契約に関する
IASB会議の概要



2014年7月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 契約上のサービス・マージンの事後測定に使用する割引率
- 会計方針の変更

また、教育セッションにおいて、有配当契約の会計処理に関する審議を行いました。

1. 契約上のサービス・マージンの事後測定に使用する割引率

(1) 契約上のサービス・マージンに係る利息計上に使用する割引率

2013年に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7)（以下、「2013年公開草案」）では、契約開始時でロック・インされた割引率を用いて、契約上のサービス・マージンに係る利息を計上することが提案されています。当該提案に対し、一部のコメント回答者は、保険契約負債の他の構成要素の測定方法との整合性や、契約開始時の割引率を履歴管理することの煩雑性を理由に、契約開始時の割引率ではなく、現在の割引率を用いるべきであると指摘しています。

IASBスタッフは、寄せられたコメントについて分析し、概念上の正当性、契約上のサービス・マージンの測定アプローチとの一貫性、さらに割引率の変動をその他の包括利益に計上することを選択した場合に懸念される実務上の懸念を挙げ、2013年公開草案のとおり、契約開始時でロック・インされた割引率を用いて、契約上のサービス・マージンに係る利息を計上することを提案しました。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

(2) 契約上のサービス・マージンを調整する将来キャッシュフローの現在価値の変動額の測定に使用する割引率

2013年公開草案は、以下を提案しています。

- 将来のカバー及びその他の将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの現在価値の変動について、契約上のサービス・マージンを調整する。
- 契約上のサービス・マージンを調整する将来キャッシュフローの現在価値は、契約開始時の割引率を使用して測定される。

これらの提案に対して、コメント回答者の一部からは、契約上のサービス・マージンを調整する将来キャッシュフローの現在価値の変動の測定に、どの割引率を使用するのかが分かりにくいので明確化すべきであるという意見や、契約開始時の割引率の履歴管理が煩雑であり、現在の割引率を使用する方が望ましいとして、ロック・インされた割引率の使用に反対する意見が寄せられました。

IASBスタッフは、寄せられたコメントについて分析し、現在の割引率を使用することによって保険引受利益が歪む可能性、また割引率の変動をその他の包括利益に計上することを選択した場合に懸念される実務上の問題点を挙げ、2013年公開草案のとおり、有配当契約以外の契約については、契約開始時でロック・インされた割引率を使用して、契約上のサービス・マージンを調整する将来キャッシュフローの変動を測定することを提案しました。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

2. 会計方針の変更

IASBは過去の再審議において、以下を暫定的に決定しています。

- 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益、またはその他の包括利益に表示することを選択できる。当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ及び企業が保有する資産とそれらの資産の会計処理を考慮して、類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用することを明確化するために追加の適用ガイダンスを提供する。

これらの決定について、IASBメンバーの一部に、企業が会計方針を頻繁に変更する、または会計上の望ましい結果が得られる場合に会計方針を変更するすれば、財務情報の有用性や比較可能性が損なわれるのではないかと懸念する者がいました。

IASBスタッフは、これらの懸念に対処するために追加の規定が必要であるか否かを検討し、現行のIAS第8号の規定はこれらの懸念に対処するのにすでに十分であると判断しました。そこでIASBスタッフは、IAS第8号の規定を修正せずに、割引率変更の影響の表示に関する会計方針に対してもそのまま適用することを提案しました。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

3. 有配当契約

2014年7月の教育セッションにおいて、IASBは引き続き有配当契約の会計処理について審議しています。

IASBスタッフは、保険契約負債に係る利息費用の測定に使用する割引率について、2014年6月の会議で議論した簿価利回りアプローチの代替案として、実効利回りアプローチを提示しています。教育セッションではIASBによる決定は行われていませんが、IASBはスタッフに対し、実効利回りアプローチについてさらに検討を進めるように指示しています。

4. 今後のスケジュール

IASBは、2014年8月以降、数回にわたり引き続き有配当契約について審議する予定です。有配当契約に関する審議の結果によっては見直される可能性はあるものの、有配当契約以外の契約についての再審議は実質的に完了しました。今後の会議において、移行規定及び適用日について審議する予定です。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.